

草津栗東医師会役員選挙実施要綱

1 会長は役員選挙実施前の適切な時期に選挙管理委員会を設置する。

- イ・各役員の設定員は、理事 25 名以内（但し会長 1 名、副会長 3 名以内を含む）、監事 3 名以内、裁定委員 5 名とする。
- ロ・次年度役員数はあらかじめ理事会において決定する。
- ハ・被選挙資格者は選挙年度の 4 月 1 日において草津栗東医師会会員である者とする。
- ニ・選挙資格者は選挙投票月において草津栗東医師会会員とする。

2 選挙管理委員会は、選挙年度の 4 月 1 日までに理事、監事及び裁定委員の立候補届及び推薦書（但し理事推薦の場合は、推薦人は 3 名以上の署名押印を要する）を受理する。

3 選挙管理委員会は候補者名簿及び選挙人名簿を作成する。

- イ・会長職を 2 期 4 年務めた者は理事を辞退することができる。
- ロ・70 歳以上または公務多忙・病気でかつ理事会で承認を得た者は理事の被選挙人資格を辞退することができる。
- ハ・70 歳以上とは選挙実施前年度末（3 月 31 日）の時点で満 70 歳以上の者をいう。

4 候補者名簿は、選挙 2 週間前迄に会員に公表する。

5 総会における役員選挙

- イ・選挙管理委員会は投票場を設置する。
- ロ・投票用紙は選挙管理委員会が作成した候補者を連記したものを使用する。
- ハ・投票の方法は候補者名簿に○印を記載するものとする。
- ニ・名簿に記載された者以外の投票は無効とする。
- ホ・本選挙において途中退場するものは、選挙管理委員会に申し出の上退場すること

6 役員選挙後に行われる臨時理事会の仮議長は、新会長が選任されるまでは前会長がこれに当たるものとする。

付 記

- この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。
- この要綱は、平成 26 年 2 月 22 日より改定する。
- この要綱は、令和 2 年 2 月 22 日より改定する。